

実践的防災教育総合支援事業委託要項

平成24年4月4日
スポーツ・青少年局長決定

1 趣旨

我が国においては、地震・津波をはじめとする自然災害が多く発生しており、平成23年3月に発生した東日本大震災における教訓を踏まえ、学校における実践的な防災教育の充実が喫緊の課題となっている。

とりわけ、今回の震災を受けて、今後の防災教育充実のための要点として、児童生徒等が自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため、「主体的に行動する態度」の育成、支援者となる視点から、児童生徒等が安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上、緊急地震速報受信システムなどの科学技術を活用した防災教育の推進などが必要であると指摘されている。

また、各学校においては、「危険等発生時対処要領（学校防災マニュアル）」の内容、避難場所、避難経路等の設定、施設・設備の状況等について、派遣された外部の専門家から指導・助言を受けるとともに、専門家の派遣を通じて、地域の防災関係機関（消防署、気象台等）や大学、研究機関等との連携体制を構築することなどにより、防災管理・組織活動の充実・徹底を図ることも重要である。

このため、防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及、学校外の専門家による指導・助言を行い、もって学校における防災教育・防災管理の充実に資することとする。

2 委託事業の内容

学校における防災教育・防災管理等の取組を支援するため、下記の事業を実施する。

なお、各事業の実施を通じて、地域の防災関係機関等との連携体制の構築・強化を促すものとする。

(1) 防災に関する指導方法等の開発・普及等のための支援事業の実施

児童生徒等の「主体的に行動する態度」を育成するための教育手法や緊急地震速報等の防災に関する科学技術等を活用した避難行動に係る指導方法の開発・普及等を行う。

(2) 学校防災アドバイザー活用事業の実施

外部の専門家を学校防災アドバイザーとして学校に派遣し、「危険等発生時対処要領」や避難訓練などに対するチェック・助言及び、学校と地域

の防災関係機関等との連携体制の構築に関する指導・助言等を行うことにより、児童生徒等の安全確保に向けた体制の改善を図る。

(3) 災害ボランティア活動の推進・支援事業の実施

児童生徒等が支援者としての視点から、被災地への災害ボランティア活動等を行うことを通じて、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発・普及等を行う。

3 事業の委託先

都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

4 委託事業の実施方法

(1) 委託事業実施に当たって、次の点に留意すること。

- ① 下記(2)、(3)、(4)の事業について、教育委員会は、原則として、全てを実施することとし、事業の円滑な実施を図るため「推進委員会」を設置する。
- ② 推進委員会は、教育委員会及び市区町村教育委員会、関係機関（消防署、大学等）、PTA関係者、学識経験者等で構成する。
- ③ 推進委員会は、市区町村教育委員会等の関係機関と十分に調整を行い、複数の学校が参加する防災に関する実践的な取組を実施する地域として、モデル地域を指定することができる。
なお、対象となる学校は、国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校等とし、参加校に国立、公立、私立の学校をそれぞれ含むことが望ましい。教育委員会及び市区町村教育委員会は、事業の円滑な実施が図られるよう、関係機関と連携することとする。
- ④ 実践的な取組を実施する地域において、事業の円滑な実施を図るため「実践委員会」を設置することができる。
- ⑤ 実践委員会は、教育委員会、市区町村教育委員会、実践的な取組に参加する学校、関係機関、PTA、自治会、学識経験者等で構成することができる。
- ⑥ 教育委員会は、成果報告書の配布や成果発表会の開催等により、本事業の取組の成果を域内の市区町村教育委員会、学校等へ普及することとする。

(2) 防災に関する指導方法等の開発・普及等のための支援事業の実施

- ① 実践的な取組を実施する地域においては、次の点に留意して、「主体的に行動する態度」を育成するための教育手法や緊急地震速報等の防災

に関する科学技術等を活用した避難行動に係る指導方法の開発・普及の
実践的な取組を行うものとし、下記の（ア）、（イ）、（ウ）のいずれ
か1つ以上を実施することとする。

（ア）児童生徒等に主体性を持って、自らの命を守り抜くために行動する
という「主体的に行動する態度」を身に付けさせるための先進的な取
組。

（イ）緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練等を実施することによ
り、地震発生時に児童生徒等に落ち着いて行動する態度を身に付けさせ
る取組。

（ウ）その他、各種情報ツールなど、防災に関する科学技術を活用するこ
とで、自然災害の発生時に被害を最小限に抑えることができる取組。

② 本事業を実施するに当たっては、特に地域の防災関係機関等との連携
を密接に行うよう努めることとする。

（3）学校防災アドバイザー活用事業の実施

① 教育委員会は、防災に関する有識者等（地域防災関係者、大学関係者
等）を学校防災アドバイザーとして委嘱する。学校防災アドバイザーは、
各参加校に対して「危険等発生時対処要領」や避難訓練などに対するチ
ェック・助言を行うこととし、その際、学校と地域の防災関係機関等と
の連携体制の構築に関する指導・助言等を行うこととする。また、複数
の学校防災アドバイザーとの連携、実践的な取組を実施する地域の間で
の連携を行うことが望ましい。

なお、委嘱人数及び各学校防災アドバイザーが担当する学校数及び、複
数の専門領域の異なる学校防災アドバイザーの派遣については、学校や地
域の実情を踏まえて、弾力的に定めることができる。

② 教育委員会は、委嘱した学校防災アドバイザーに対し、事業の趣旨、
実施方法等に関する共通認識を図るため、必要に応じて連絡協議会等
を開催する。

③ 教育委員会は、学校防災アドバイザーを委嘱するに当たって、実践委
員会等関係機関と十分に調整を行うよう努めることとする。

④ 教育委員会は、事業終了後における「危険等発生時対処要領」や避難
訓練などに対する継続的な指導・チェック体制の構築に努めることとす
る。

（4）災害ボランティア活動の推進・支援事業の実施

① 実践的な取組を実施する地域においては、次の点に留意して、児童生
徒等が支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識
を高めることができる災害ボランティア活動の推進・支援の実践的な取
組を行うものとし、下記の（ア）、（イ）のいずれか1つ以上を実施す

ることとする。

(ア) 自然災害の被災地での災害ボランティア活動を通じて、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることができる取組。

(イ) 例えば、被災地での災害ボランティア活動について学習することにより、ボランティア活動への意識を高める取組など、間接的なボランティア体験によって、実際に被災地で災害ボランティア活動を行う取組同様、教育効果を見込める取組。

② 本事業を実施するに当たっては、特にボランティア関係機関との連携を密接に行うよう努めることとする。

(5) その他の留意事項

① 事業の実施に当たっては、事業目標を明確にし、事業終了時の達成度、課題、改善方法等についての評価・分析に努めること。

② 事業の実施に当たっては、関係者間の情報の共有や事業間の連携の確保など、効率的な実施に努めること。

5 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から当該年度の2月末日までとする。

6 委託手続

(1) 教育委員会が本事業の委託を受けようとするときは、事業計画書（別紙様式1）等を文部科学省に提出すること。

(2) 文部科学省は、上記（1）により提出された事業計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、必要に応じて選定委員会に諮った上で委託する教育委員会を決定し、当該教育委員会と委託契約を締結する。

7 委託経費

(1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費（設備備品費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、再委託費）を委託費として支出する。

(2) 文部科学省は、本事業の委託を受けた教育委員会が委託要項又は委託契約書に違反したとき、又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

る。

9 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 本事業の委託を受けた教育委員会は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書（別紙様式2）及び支出を証する書類の写を文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 本事業の委託を受けた教育委員会は、事業終了後、各地域の事業について成果報告書としてまとめ、別途指示する期日までに提出すること。
なお、再委託先がある場合は、再委託先の成果もまとめて提出すること。

10 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、教育委員会へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

11 全国連絡協議会の開催等

- (1) 文部科学省は、本事業の成果を踏まえた防災に関する指導方法等について全国的な普及等を図るため、全国連絡協議会を開催する。
- (2) 全国連絡協議会においては、各教育委員会における実践発表等を行うとともに、本事業による成果を検証する。

12 その他

- (1) 文部科学省は、教育委員会による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、教育委員会の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、教育委員会は、文部科学省の求めがあった場合は、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (4) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。